

証券コード9707
平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目12番14号
ユニマツト青山ビル

株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役社長 平 家 伸 吾

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙の議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 地下2階 サフラン
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1 第40期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第40期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.unimat-soyokaze.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.unimat-soyokaze.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎定時株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、長期的課題となっていたデフレからの脱却を目的とした日本銀行による大胆な金融政策の実施、米国の雇用環境の改善や設備投資の拡大による景気回復などを背景に、企業収益や雇用情勢に一定の改善が見られました。

介護業界の状況としては、平成27年度介護保険法改正が実施され、「在宅中重度者や認知症高齢者への対応強化」、「介護人材確保対策の推進」、「サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築」という基本方針が具現化されました。介護報酬改定全体としてはマイナスとなりつつも、サービス運用基準の緩和、介護職員の処遇改善等の活性化、成果報酬型加算の拡充等の方針が盛り込まれました。

このような環境のなかで当社は、制度リスクからの脱却を目指し、経営基盤の強化に努めてまいりました。当期は17拠点を新規開設し、介護施設は全国に271拠点（平成27年3月末現在）となりました。

当連結会計年度の売上高は425億3千7百万円、営業利益は13億6千万円、経常利益は10億2百万円、当期純利益は4億6千9百万円となりました。

【介護事業】

介護事業におきましては、当連結会計年度において、新規開設及びサービス事業所の統廃合により、介護サービス拠点「ケアセンターそよ風」は直営で270拠点、F C施設1拠点の合計271拠点（平成27年3月末現在）となりました。

当連結会計年度は、当社独自のサービスである「そよ風ルネッサ」100種類の生涯学習・健康増進プログラムを更に充実させ、各拠点の稼働率向上を図ってまいりました。更に、当社の強みであるショートステイにおいては、「毎日、お風呂」を合言葉に掲げ入浴ニーズのあるお客様やご家族等の支持を得ております。

このようなサービス向上の取り組みや新規開設拠点の売上が堅調に推移し、その結果、介護事業の売上高は421億9千3百万円、営業利益は28億1千3百万円となりました。

【その他の事業】

高齢者向けマンション事業におきましては、継続的な営業活動の実施や幅広い顧客ニーズに対応できる施設運営をおこなってまいりました。

その他の事業の売上高は3億4千4百万円、営業損失は1億2千6百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

高齢者とそのご家族から必要とされる質の高い介護サービスを提供し、介護事業の枠にとらわれないサービスを地域コミュニティの中で構築していくことが、当社の社会的な責務と認識しております。

介護事業においては、コンプライアンスを重視しながら、利用者へのサービスの充実と収益の向上を図ってまいります。地域の介護ニーズに十分応えられるよう、様々な取り組みを積極的に実施してまいります。

【介護事業】

介護サービスの品質確保のためには、現場で介護に従事する職員のスキル向上、法令遵守が重要です。当社は、人材育成への取り組みとして「教育」の機能向上を最重要課題の1つと位置付け、全社的なレベルアップを図っております。また、新たに「教育研修分科会」を設置し、教育支援部による教育研修の基盤体制の強化、計画的な研修実施に取り組んでまいります。

【その他の事業】

高齢者向けマンション事業につきましては、収益安定の継続化を図るべく、入居者の要介護度の上昇を見据えた体制の整備をおこなってまいります。

また、制度リスクからの脱却を視野に、介護保険事業に依存しない取り組みを積極的に展開し、安定的な収益を確保し、経営基盤の強化を図ってまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は7億6千6百万円（リース資産を除く）であります。その主なものは、新規開設拠点の什器備品であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において36億4千万円の借入れによる資金調達をおこないました。また、機動的な資金支出を可能にするために当座貸越枠の設定をおこなっております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

- (7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。

- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況
該当事項はございません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (平成24年3月期)	第 38 期 (平成25年3月期)	第 39 期 (平成26年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (千円)	27,544,216	37,543,591	40,615,875	42,537,830
経 常 利 益 (千円)	1,326,272	1,085,816	1,338,853	1,002,650
当 期 純 利 益 (千円)	1,113,158	707,943	1,003,535	469,806
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	129.73	82.51	126.01	59.92
総 資 産 (千円)	33,029,486	34,657,475	35,387,359	35,267,885
純 資 産 (千円)	10,134,145	10,535,022	10,340,568	10,678,525

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 第37期につきましては、決算期の変更に伴い、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10ヶ月間となっております。
3. 第37期において10株につき1株の割合で株式併合をおこないましたが、第36期の期首に当該株式併合がおこなわれたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

【介護事業】

居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業における各種業務、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営・管理等

【その他の事業】

高齢者向けマンションの運営管理、不動産賃貸業

(12) 主要なエリア区分、介護施設（平成27年3月31日現在）

本社 東京都港区

エリア区分	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
	北日本第一エリア	宮 城 県	東京第一エリア	東 京 都
	北日本第二エリア	新 潟 県	東京第二エリア	東 京 都
	茨城エリア	茨 城 県	神奈川エリア	東 京 都
	栃木エリア	栃 木 県	東中部エリア	静 岡 県
	群馬エリア	群 馬 県	東海第一エリア	愛 知 県
	埼玉第一エリア	埼 玉 県	東海第二エリア	愛 知 県
	埼玉第二エリア	埼 玉 県	近畿第一エリア	京 都 府
	埼玉第三エリア	埼 玉 県	近畿第二エリア	大 阪 府
	埼玉第四エリア	埼 玉 県	ア ク テ イ バ	滋 賀 県
	埼玉第五エリア	埼 玉 県	中 四 国 エ リ ア	岡 山 県
	千葉第一エリア	千 葉 県	九 州 エ リ ア	福 岡 県
	千葉第二エリア	千 葉 県		

(注) エリア所在地は統括担当者が勤務する事務所がある都道府県を記載しております。

介護施設（都道府県別事業所数）

サービス内容

DS…デイサービス GH…グループホーム SS…ショートステイ

有料…介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム

サ高住…サービス付き高齢者向け住宅 訪介…訪問介護 訪看…訪問看護

居宅…居宅介護支援事業 その他…福祉用具貸与・小規模多機能型居宅介護

	DS	GH	SS	有料	サ高住	訪介	訪看	居宅	その他	合計
北海道	4	1	5	1						11
秋田県	2	2	1	1						6
岩手県	1		1							2
宮城県	2	1	1			1		3		8
山形県	1		1					1		3
福島県	1		1	2						4
新潟県	5	4	2			1		3		15

	DS	GH	SS	有料	サ高住	訪介	訪看	居宅	その他	合計
富山県	1	1						1		3
群馬県	8	3	5	2		3		8	1	30
栃木県	9	3	9		1	2		6	1	31
茨城県	9	7	2			4		9		31
埼玉県	45	23	35	7	3	7	1	25	2	148
千葉県	23	10	17	2	2	4		13		71
東京都	15	8	12	7	2			3		47
神奈川県	10	4	4	3	2	5		7		35
静岡県	7	4	6		1			2		20
山梨県	3	2	2					1		8
愛知県	11	6	5	4		2	1	6	1	36
三重県			1							1
岐阜県	3	2	2					1		8
滋賀県	2	1	2	1	1	1		1		9
京都府	5	5	2			1		1		14
大阪府	8	6	6	1				3		24
兵庫県	4	4	2							10
広島県	3	1	3					2		9
島根県	1	1	1					1		4
岡山県	1		1							2
香川県	1		1							2
愛媛県	1		1							2
福岡県	2	1	2	2		1		2		10
熊本県	2	2	1	1		1		2		9
佐賀県	1	1	1					1		4
大分県	1	1	1	1				1		5
FC	1									1
事業別合計	193	104	136	35	12	33	2	103	5	623

(13) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東和銀行	1,583,000
株式会社足利銀行	1,271,200
株式会社埼玉りそな銀行	1,193,800
株式会社大光銀行	1,029,200
株式会社新生銀行	978,720

(14) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減
男性	700	107
女性	1,311	99
合計	2,011	206

(注) 上記の他、臨時・契約・嘱託職員3,035名及びパートタイマー3,791名がおります。

2. 株式の状況に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,598,912株
(3) 株主数 4,399名
(前期末比245名増)

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
高橋洋二	1,948	24.84
株式会社ユニマットライフ	1,553	19.81
株式会社SBI証券	220	2.81
クレディスイスアーゲー チューリッヒ エーアイエフ ファンズ	217	2.77
株式会社東和銀行	174	2.23
楽天証券株式会社	130	1.65
ユニマットそよ風従業員持株会	105	1.34
山本良二	103	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	95	1.21
ミツワ電機株式会社	89	1.13

- (注) 1. 当社は自己株式758,598株を保有しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた株式数 (7,840,314株) を基準に算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 家 伸 吾	開発本部 本部長
常務取締役	山 田 茂 光	新規事業企画開発本部 本部長
常務取締役	伊 藤 久 幸	介護本部 副本部長
取締役	増 渕 晃 一	コンプライアンス推進部 推進部長
取締役	池 澤 明 正	介護本部 リスク管理担当
取締役	谷 口 礼 子	介護本部 副本部長
取締役	阿 部 夏 樹	不動産事業部 事業部長 株式会社ユニマットプレシャス 取締役
取締役	高 橋 洋 二	株式会社ユニマットライフ 代表取締役会長 株式会社ユニマットゼネラル 代表取締役 株式会社ユニマットプレシャス 代表取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締役
取締役	山 内 森 夫	株式会社ユニマットライフ 取締役 株式会社ユニマットゼネラル 取締役 経営企画室 室長 株式会社ユニマットプレシャス 取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 代表取締役
常勤監査役	高 橋 英 生	
社外監査役	高 谷 裕 介	二重橋法律事務所 弁護士
社外監査役	芦 田 幸 一	株式会社ユニマットゼネラル 経営企画室 部長

- (注) 1. 平成26年6月24日開催の第39回定時株主総会において、新たに谷口礼子、阿部夏樹の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成26年6月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役 渡邊信義、菅田貴人の両氏は任期満了のため退任いたしました。
3. 平成26年6月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって監査役 久保田勝一氏は辞任いたしました。
4. 平成26年8月1日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。
・取締役 山田茂光氏は、専務取締役から常務取締役に就任いたしました。
5. 社外監査役 高谷裕介氏は企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有するものであります。
6. 当社は、高谷裕介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役	10名	133,168千円
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	9,295千円 (1,200千円)
計	12名	142,464千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度における繰入額を含めております。
3. 上記の取締役の支給人数には、平成26年6月24日をもって退任した取締役1名を含めております。
4. 上記の他に、無報酬の取締役1名及び社外監査役1名がおります。
5. 平成26年6月24日開催の第39回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支払った役員退職慰労金は43,594千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
監 査 役	高 谷 裕 介	二重橋法律事務所	弁護士
監 査 役	芦 田 幸 一	株式会社ユニマットゼネラル	経営企画室 部長

- (注) 1. 当社は、二重橋法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
2. 株式会社ユニマットゼネラルは、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの親会社であります。また、当社と株式会社ユニマットゼネラルの間では「ユニマット」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しておりますが、その他の特別の利害関係はありません。
3. その他社外役員との特別な関係はございません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はございません。

③ 社外役員の主な活動状況

社外監査役 高谷裕介氏は、弁護士として培われた企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視・助言をおこなっております。また、当事業年度開催の取締役会18回のうち17回、監査役会13回のうち13回出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。

社外監査役 芦田幸一氏は、経営に係る実務経験及び幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視・助言をおこなっております。また、平成26年6月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会10回のうち10回出席しており、主に会社経営で培った知識及び経験から、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 高谷裕介氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置いておりません。当社は従来、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ当社事業の特性をふまえた意思決定を取締役会でおこなうことを重視していたため、社外取締役の選任はおこなっていませんでした。もっとも、当社といたしましても、経営への監督を強化するための社外取締役選任の有効性に関する近時の議論をふまえ、現在、社外取締役候補者の選定をおこなっております。選定にあたっては、企業経営への理解に加えて、当社が属する介護業界に関する知見を有すること並びに経営への客観的な意見を頂くため、当社経営者からの独立性を有することを要件としております。しかしながら、現時点でこれらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。今後とも当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指し

つつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討をおこなってまいります。

4. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はございません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

大光監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である大光監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額に二を乗じて得た金額をもって損害賠償責任の限度としております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、監査役会と綿密な連携をとりつつ解任または不再任の決定をおこなう方針です。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。(最終改訂 平成26年6月24日)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。
 - ② 企業倫理綱領、そよ風憲章、「倫理・コンプライアンス規程」を定め、これに基づいて、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をする。
 - ③ 事業部門及び管理部門とは独立したコンプライアンス推進部を置き、全社的な管理をおこなうとともに、部署またはエリアごとに法令遵守担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理をおこない、その結果を取締役会へ報告する。
 - ④ コンプライアンス体制の強化を図るため、内部監査室による監査及び「内部通報規程」に基づき、法令違反行為、社内規則違反行為等を通報し、コンプライアンス委員会でその調査をおこない、迅速かつ適切な対応をするとともに、内部統制上の問題点の是正及び予防に努める。
 - ⑤ 社内で発生する事故をレベル別に管理し、緊急連絡網に則り迅速に対応をする。
 - ⑥ 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則との適合性を確保するため、内部統制委員会を設け、その結果を評価し取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

その他重要な内部情報等については、「機密管理規程」に基づき、管理をおこなう。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」に基づき、業務遂行を阻害する損失の危険を予防し、企業価値の保全を図る。
 - ② 取締役会は各事業における施設、品質、情報セキュリティ等、経営に関わるリスク管理を統括する。取締役会は、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動をおこなう。
 - ③ 経営に重大な影響を与えると思われる事態が発生した場合（危機時）、取締役会は、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。その他、臨機応変に対応することができるようにするため、予め、リスク管理レベル及び緊急連絡網を整備し周知する。
 - ④ 内部監査室は、事業部門及び管理部門とは独立したコンプライアンス推進部直轄の組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性及び妥当性並びにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、会議を開催して、環境変化に対応した当社の将来ビジョンと経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、業績目標を設定して全社に周知徹底する。
設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に効率的な人的配分をおこなう。
 - ② 取締役会は、会議を開催して、月次の業績及び目標に対する評価・分析をおこない、必要に応じ対策をおこなう。
 - ③ 経営と執行を効率的におこなうため、執行役員制度を導入するとともに、有効な「職務権限規程」・「稟議決裁規程」を定め、業務執行組織を運営する。
 - ④ 取締役会からの独立性を確保しつつ企業経営に関するアドバイザリーボードとしての特別委員会を設置する。
 - ⑤ 経営の迅速化と機動性を確保するため、ITの活用体制を整備する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社それぞれの事業経営・管理については、「関係会社管理規程」に基づいて、経営企画室が統括し、毎月関係会社から月次報告を受け、各社の経営成績及び財務の状況を確認するとともに、業務の適法性、妥当性及びリスク管理等の状況を把握する。また、関係会社の重要事項については、機関決定する前に、当社の取締役会の承認を得るものとする。
 - ② 内部監査室は関係会社に対する監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項
当社は監査役の求めに応じてその職務を補助するための従業員を任命する。その任命にあたっては取締役からの独立性を確保するため、監査役と事前に協議をおこなう。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
代表取締役及び取締役は監査役に対して、取締役会等の重要な会議における決定事項、法定事項のほか、コンプライアンス等の内容を随時報告する。

8. 監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
- ② 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
- ③ 監査役は、コンプライアンス推進部、事業部門、管理部門との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換をおこなう等連携を図る。
- ④ 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携が取れる環境を整備する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛から「倫理・コンプライアンス規程」に明記し、反社会的勢力に対して一切の関係を拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応をおこなう。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月20日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改正しております。

なお、改正内容は、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社及び当社子会社に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであり、改正後の体制は、東京証券取引所及び当社のウェブサイトにおいて開示しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、当社の企業価値の源泉は、創業以来一貫して医療・介護分野に取り組んできた豊富な実績とノウハウが凝縮した「そよ風」のブランド価値にあると考えます。また、このブランド価値は、株主の皆様、利用者様とご家族、職員、お取引先、地域社会等との間で持続的な信頼関係を構築していくことにより、維持、醸成されていくものと考えます。そして当社は、このブランド価値をさらに磨き上げていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社は、当社株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づきおこなわれるべきものであると考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の買付をおこなう者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような濫用的な買収に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取り組んでおります。この取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

- a. 新規出店に際しては、専門部署の綿密なマーケティングと施設設計に基づいて、地域のニーズに適合した介護サービスを複合的に提供するというビジネスモデルをもって、安定的な事業運営を図る。
- b. 教育研修担当部署を設け、コンプライアンスの向上及び介護サービスの向上と均一化を図る。
- c. 内部統制の充実と経営責任の明確化と意思決定の迅速化、コンプライアンスの強化をおこなう。

当社は、独立役員として社外監査役1名を指定し、取締役の任期を1年として経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化しております。また、当社取締役会からの独立性を確保しつつ企業経営に関するアドバイザリーボードとしての特別委員会を創設し、経営の透明性を高めてまいります。このように当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み並びに具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成19年5月31日開催の取締役会及び同年8月30日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、「大規模買付けルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」という。）を導入いたしました。また、平成22年8月24日開催第35回定時株主総会及び平成25年6月21日開催第38回定時株主総会において本ルールを継続することを決議しております。

本ルールの詳細については平成25年5月17日付けプレスリリースにも掲載しております。

「2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み」のとおり、当社の計画は、企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させることを目的に策定されており、基本方針に沿ったものであります。本ルールの発動に際しては、独立性の高い第三者委員によって構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされており、有効期間が最長3年と定められ、取締役会にていつでも廃止できるものであります。よってその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績等を勘案して、株主の皆様への利益還元をおこなうことを重要な経営目標の一つと認識し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、一株につき14円とさせていただきます。株主の皆様のご理解とご支援に対し厚く御礼申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,623,116	流 動 負 債	8,458,643
現金及び預金	1,091,480	支払手形及び買掛金	754,691
受取手形及び売掛金	5,867,976	短期借入金	1,496,000
商品及び製品	8,876	1年内償還予定の社債	500,000
販売用不動産	909,139	1年内返済予定の長期借入金	1,790,556
原材料及び貯蔵品	42,409	リース債務	127,737
繰延税金資産	562,847	未払法人税等	141,687
その他	2,212,050	賞与引当金	642,846
貸倒引当金	△71,665	未払費用	1,478,180
固 定 資 産	24,644,769	その他	1,526,943
有 形 固 定 資 産	19,271,287	固 定 負 債	16,130,717
建物及び構築物	9,638,698	社 債	300,000
土地	2,992,472	長期借入金	5,620,152
リース資産	5,646,175	リース債務	6,106,899
その他	993,940	長期預り保証金	2,337,127
無 形 固 定 資 産	670,919	退職給付に係る負債	1,056,573
のれん	424,941	役員退職慰労引当金	25,142
その他	245,978	債務保証損失引当金	442
投資その他の資産	4,702,562	資産除去債務	122,008
投資有価証券	624,588	その他	562,371
長期貸付金	801,800	負 債 合 計	24,589,360
繰延税金資産	82,721	純 資 産 の 部	
長期営業債権	135,006	株 主 資 本	10,438,575
破産更生債権等	1,034	資 本 金	8,479,068
差入保証金	1,815,978	利 益 剰 余 金	3,107,008
敷 金	1,955,842	自 己 株 式	△1,147,501
その他	249,327	その他の包括利益累計額	239,949
貸倒引当金	△963,737	その他有価証券評価差額金	271,330
資 産 合 計	35,267,885	繰延ヘッジ損益	△6,371
		退職給付に係る調整累計額	△25,009
		純 資 産 合 計	10,678,525
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,267,885

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	42,537,830
売上原価	38,043,934
売上総利益	4,493,896
販売費及び一般管理費	3,133,359
営業利益	1,360,536
営業外収益	
受取利息及び配当金	17,612
貸倒引当金戻入額	17,239
遅延損害金収入	66,270
その他の営業外収益	60,000
営業外費用	73,731
支払利息	446,197
支払手数料	17,280
その他の営業外費用	60,000
経常利益	69,262
特別利益	592,739
固定資産売却益	1,002,650
投資有価証券売却益	9,562
補助金収入	23
資産除去債務取崩益	71,264
特別損失	16,132
固定資産売却損	10,627
固定資産除却損	39,844
減損損失	59,794
固定資産圧縮損	68,427
解体撤去費用	27,800
和解金	56,484
その他の特別損失	12,654
税金等調整前当期純利益	275,632
法人税・住民税及び事業税	824,001
法人税等調整額	216,390
少数株主損益調整前当期純利益	137,805
当期純利益	354,195
	469,806
	469,806

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	10,611,306	流動負債	8,458,463
現金及び預金	1,079,671	買掛金	754,691
売掛金	5,867,976	短期借入金	1,496,000
商品及び製品	8,876	1年内償還予定の社債	500,000
販売用不動産	909,139	1年内返済予定の長期借入金	1,790,556
材料及び貯蔵品	42,409	リース債務	127,737
前払費用	572,488	未払金	487,137
繰延税金資産	562,847	賞与引当金	642,846
未収収益	3,357	未払費用	1,478,180
短期貸付金	6,360	未払法人税等	141,507
未収入金	1,173,801	短期預り保証金	782,484
その他の金	455,852	その他	257,321
貸倒引当金	△71,475	固定負債	16,105,708
固定資産	24,712,119	社債	300,000
有形固定資産	19,336,076	長期借入金	5,620,152
建物	9,622,598	リース債務	6,106,899
工具・器具及び備品	808,796	長期預り保証金	2,337,127
土地	2,992,744	退職給付引当金	1,031,564
リース資産	5,646,175	役員退職慰労引当金	25,142
その他	265,761	債務保証損失引当金	442
無形固定資産	670,919	資産除去債務	122,008
のれん	424,941	長期前受金	76,925
その他	245,978	その他	485,446
投資その他の資産	4,705,123	負債合計	24,564,171
投資有価証券	624,588	純資産の部	
関係会社株式	2,561	株主資本	10,494,295
長期貸付金	801,800	資本金	8,479,068
長期営業債権	135,006	利益剰余金	3,162,728
破産更生債権	1,034	利益準備金	30,282
繰延税金資産	82,721	その他利益剰余金	3,132,446
繰延消費税	144,339	繰越利益剰余金	3,132,446
差入保証金	1,815,978	自己株式	△1,147,501
敷金の金	1,955,842	評価・換算差額等	264,959
その他の金	104,988	その他有価証券評価差額金	271,330
貸倒引当金	△963,737	繰延ヘッジ損益	△6,371
資産合計	35,323,426	純資産合計	10,759,254
		負債及び純資産合計	35,323,426

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		42,537,830
売上原価		38,043,934
売上総利益		4,493,896
販売費及び一般管理費		3,133,258
営業利益		1,360,637
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,610	
貸倒引当金戻入額	17,239	
遅延損害金	66,270	
補助金の収入	60,000	
その他の営業外収益	73,731	234,851
営業外費用		
支払利息	446,197	
支払手数料	17,280	
補助金の費用	60,000	
その他の営業外費用	69,262	592,739
経常利益		1,002,749
特別利益		
固定資産売却益	9,562	
投資有価証券売却益	23	
補助金の収入	71,264	
資産除去債務の取崩	16,132	96,983
特別損失		
固定資産売却損	10,627	
固定資産除却損	39,844	
減損損失	59,794	
固定資産圧縮損	68,427	
解体撤去費用	27,800	
和解金	56,484	
その他の特別損失	12,654	275,632
税引前当期純利益		824,100
法人税・住民税及び事業税	216,210	
法人税等調整額	137,805	354,015
当期純利益		470,085

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社ユニマツトそよ風
取締役会 御中

大光監査法人

代表社員 公認会計士 高山 康 宏 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 定免 賢 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニマツトそよ風の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニマツトそよ風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記、1. 重要な設備投資に記載されているとおり、会社は平成27年3月25日の取締役会において、固定資産の取得を決議し、平成27年4月24日に取得している。
 2. 重要な後発事象に関する注記、2. 多額の資金の借入に記載されているとおり、会社は平成27年4月22日にシンジケートローン契約を締結し、平成27年4月24日に借入を実行している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社ユニマツトそよ風
取締役会 御中

大光監査法人

代表社員 公認会計士 高山 康宏 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 定免 賢一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニマツトそよ風の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記、1. 重要な設備投資に記載されているとおり、会社は平成27年3月25日の取締役会において、固定資産の取得を決議し、平成27年4月24日に取得している。
 2. 重要な後発事象に関する注記、2. 多額の資金の借入に記載されているとおり、会社は平成27年4月22日にシンジケートローン契約を締結し、平成27年4月24日に借入を実行している
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、法務第一部、法務第二部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社ユニマットそよ風 監査役会

常勤監査役 高橋 英生 ㊟

社外監査役 高谷 裕介 ㊟

社外監査役 芦田 幸一 ㊟

(注) 監査役 高谷裕介及び芦田幸一は、会社法第2条第16号及び第335号第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

商号を「株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日を平成27年10月1日とするため、附則に所要の規定を設けております。

また、現行定款にある「附則」は、「改訂の履歴」としております。

(2) 目的の変更

当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）を追加するとともに、一部誤表示の訂正及び号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(3) 賠償責任の一部免除の変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が、平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第41条（賠償責任の一部免除）第2項を変更するものであります。

なお、定款第41条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社ユニマツトそよ風と称する。 なお、英文では、UNIMAT SOYOKAZE CO.,LTD.と表示する。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社ユニマツト <u>リタイアメント・コミュニティ</u>と称する。 なお、英文では、UNIMAT <u>Retirement Community Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業</p> <p>(13) ～ (39) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(40)</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業</p> <p>(13) ～ (39) (現行どおり)</p> <p><u>(40)</u> 理容・美容事業</p> <p><u>(41)</u> 美術品販売</p> <p><u>(42)</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>(賠償責任の一部免除) 第41条 当社は取締役の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(賠償責任の一部免除) 第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(附 則) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(改訂の履歴) (現行どおり)</p> <p>(附 則) <u>第1条(商 号)の変更は、平成27年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	平家 伸吾 (昭和30年10月17日生)	昭和55年4月 ユナイテッドスチール株式会社(現株式会社ユニマットライフ)入社 平成3年10月 株式会社ユニマットオフィスコ(現株式会社ユニマットライフ)入社 平成10年10月 株式会社ユニマット入社 平成11年4月 株式会社ユニマットクリーンライフ(現株式会社ユニマットライフ)入社 平成18年4月 株式会社ユニマットライフ入社 平成21年6月 同社取締役就任 平成25年11月 当社代表取締役社長(現任) 介護本部 本部長就任 平成26年8月 当社介護本部 本部長 兼 開発本部 本部長就任 平成26年10月 当社開発本部 本部長就任(現任) 現在に至る	2,389株
2	※ 中川 清彦 (昭和46年11月15日生)	平成7年4月 株式会社四季の旅社入社 平成14年4月 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課係長就任 平成18年10月 文部科学省 環境研究・産業連携課 課長補佐就任 平成21年4月 社会福祉法人伸こう福社会 認可保育園キディ藤沢 園長就任 平成23年4月 同法人本部 財務部 部長就任 平成23年8月 株式会社マザーライク 代表取締役就任 平成25年8月 ミソノピア株式会社 代表取締役就任 平成26年5月 当社入社 経営企画室 室長就任 平成26年6月 当社執行役員 経営企画室 室長就任(現任) 現在に至る	—
3	※ 小久保 康史 (昭和40年4月3日生)	平成20年10月 株式会社ボンセジュール(現株式会社ベネッセスタイルケア) 代表取締役専務就任 平成24年4月 合併により株式会社ベネッセスタイルケア入社 取締役専務執行役員就任 平成25年4月 株式会社ベネッセMCM 取締役就任 平成25年8月 プロパティエージェント株式会社 シニアリビング事業部準備室 室長就任 平成26年6月 当社入社 常務執行役員就任 平成26年8月 当社常務執行役員 開発本部 有料老人ホーム開発部 部長就任(現任) 現在に至る	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	※ てらさか じゅん 寺坂 淳 (昭和38年4月15日生)	昭和62年4月 株式会社住友銀行(現三井住友銀行) 入行 平成11年8月 トヨタアセットマネジメント株式会社(現 三井住友アセットマネジメント株式会社) 入社 平成18年1月 株式会社ダイヤモンド・フィナンシャル・ リサーチ入社 平成19年11月 同社取締役 COO就任 平成21年7月 株式会社トライグループ入社 平成23年6月 同社執行役員 財務経理部長 兼 グルー プ財務経理統括就任 平成25年9月 当社入社 管理本部 本部長就任 平成25年11月 当社執行役員 管理本部 本部長 兼 財 務部 部長就任 平成27年4月 当社執行役員 管理本部 本部長就任(現 任) 現在に至る	—
5	※ ふじい やすひこ 藤井 康彦 (昭和33年1月6日生)	昭和55年12月 トステム株式会社(現株式会社LIXIL) 入社 平成25年8月 ミソノピア株式会社入社 平成26年9月 当社入社 常務執行役員就任 平成26年10月 当社常務執行役員 介護本部 本部長就任 平成27年4月 当社常務執行役員 介護本部 本部長 兼 営業支援部 部長就任(現任) 現在に至る	—
6	たにぐち れいこ 谷口 礼子 (昭和32年5月2日生)	平成12年4月 当社入社 平成12年8月 当社栃木ケアセンターそよ風 センター長 就任 平成15年12月 当社栃木ブロック ブロック長就任 平成20年7月 当社栃木支社 支社長就任 平成23年9月 当社執行役員 栃木支社 支社長就任 平成24年7月 当社執行役員 介護本部 副本部長就任 平成25年7月 当社常務執行役員 介護本部 副本部長就 任 平成26年6月 当社取締役 介護本部 副本部長就任(現 任) 現在に至る	600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
7	<p style="text-align: center;">たかはし ようじ 高橋 洋二 (昭和18年3月6日生)</p>	<p>昭和50年5月 株式会社丸和トレーディングカンパニー (現株式会社ユニマットライフ) 設立 代 表取締役就任 平成9年6月 株式会社カッシーナジャパン (現株式会社 カッシーナ・イクスシー) 代表取締役会 長就任 (現任) 平成22年10月 株式会社ユニマットライフ 代表取締役会 長兼社長就任 平成23年3月 同社代表取締役会長就任 (現任) 平成25年4月 株式会社ユニマットゼネラル 代表取締役 就任 (現任) 平成25年11月 当社取締役相談役就任 (現任) 平成26年7月 株式会社ユニマットプレシャス 代表取締 役就任 (現任) 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締 役就任 (現任) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ユニマットライフ 代表取締役会長 株式会社ユニマットゼネラル 代表取締役 株式会社ユニマットプレシャス 代表取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締役</p>	1,948,200株
8	<p style="text-align: center;">やまうち もりお 山内 森夫 (昭和35年12月14日生)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀 行) 入行 平成20年12月 株式会社三井住友銀行 法人審査第一部 上席審査役就任 平成24年5月 株式会社ユニマットホールディング (現株 式会社ユニマットライフ) 出向 執行役員 就任 平成25年4月 株式会社ユニマットライフ 取締役就任 (現任) 平成25年7月 株式会社ユニマットゴルフマネジメント (現株式会社ユニマットプレシャス) 取 締役就任 (現任) 平成25年9月 株式会社カッシーナ・イクスシー 社外監 査役就任 (現任) 平成25年11月 当社取締役就任 (現任) 平成26年7月 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締 役就任 平成26年11月 株式会社ユニマットゼネラル 取締役 経 営企画室 室長就任 (現任) 平成27年2月 株式会社ユニマットマミー&キッズ 代表 取締役就任 (現任) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ユニマットライフ 取締役 株式会社ユニマットゼネラル 取締役 株式会社ユニマットプレシャス 取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 代表取締役</p>	395株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 高橋洋二氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマツライフの代表取締役会長、取締役候補者 山内森夫氏は、同社の取締役であります。同社は当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結しており、当社の主要株主に該当します。また、当社と同社との間には給茶機・オフィスマット・モップのレンタルの取引や不動産の賃貸借取引がありますが、その他の特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 高橋洋二氏は、当社の主要株主である筆頭株主であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役を置くことが相当でない理由
- 当社は、社外取締役を置いておりません。当社は従来、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ当社事業の特性をふまえた意思決定を取締役会でおこなうことを重視していたため、社外取締役の選任はおこなっておりませんでした。もっとも、当社といたしましても、経営への監督を強化するための社外取締役選任の有効性に関する近時の議論をふまえ、現在、社外取締役候補者の選定をおこなっております。選定にあたっては、企業経営への理解に加えて、当社が属する介護業界に関する知見を有すること並びに経営への客観的な意見をいただくため、当社経営者からの独立性を有することを要件としております。しかしながら、現時点でこれらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。今後とも当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討をおこなってまいります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役芦田幸一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の一層の強化を図るため1名の増員を含め、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	あしだ こういち 芦田 幸一 (昭和49年8月11日生)	平成9年4月 株式会社ユニマツライフ入社 平成16年11月 株式会社ユニマツホールディング (現株式会社ユニマツライフ) 入社 平成20年5月 株式会社K-twoエフェクト取締役就任(現任) 平成21年8月 当社社外監査役就任 平成23年8月 当社社外監査役退任 平成25年6月 当社補欠監査役選任 平成25年9月 株式会社カッシーナ・イクスシー 社外監 査役就任(現任) 平成26年3月 株式会社ユニマツゼネラル転籍 経営企 画室 部長就任(現任) 平成26年6月 当社社外監査役就任(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ユニマツゼネラル 経営企画室 部長	157株
2	※ いしばし はるお 石橋 治朗 (昭和43年8月6日生)	平成10年10月 中央青山監査法人入所 平成18年1月 石橋税務会計事務所入所(現任) 東陽監査法人契約会計士として勤務 平成26年6月 当社補欠監査役選任 現在に至る	—

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 監査役候補者 芦田幸一氏は、株式会社ユニマツゼネラルの経営企画室 部長であります。同社は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマツライフの親会社であります。また、当社と株式会社ユニマツゼネラルの間では「ユニマツ」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しておりますが、その他の特別の利害関係はありません。
3. 芦田幸一氏は社外監査役候補者であります。同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 芦田幸一氏を社外監査役候補者とした理由は、経営に係る実務経験及び幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
5. 監査役候補者 石橋治朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 石橋治朗氏は新任の社外監査役候補者であります。

7. 石橋治朗氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として培われた実務経験及び幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 芦田幸一氏の再任及び石橋治朗氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損額賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

第4号議案 退任取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件

取締役山田茂光氏、伊藤久幸氏、増渕晃一氏、池澤明正氏、阿部夏樹氏の5名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山田茂光	平成15年8月 当社取締役 介護事業部門担当就任 平成22年8月 当社取締役 介護本部 副本部長 西日本担当就任 平成23年6月 当社取締役 介護本部 本部長就任 平成24年6月 当社常務取締役 開発本部 本部長就任 平成25年7月 当社専務取締役 開発本部 本部長就任 平成26年8月 当社常務取締役 新規事業企画開発本部 本部長就任（現任） 現在に至る
伊藤久幸	平成24年6月 当社取締役 介護本部 副本部長就任 平成25年4月 当社取締役 介護本部 本部長就任 平成25年7月 当社常務取締役 介護本部 副本部長就任（現任） 現在に至る
増渕晃一	平成24年6月 当社取締役 介護本部 本部長就任 平成25年4月 当社取締役 創生本部 本部長就任 平成25年11月 当社取締役 コンプライアンス推進部 推進部長就任（現任） 現在に至る
池澤明正	平成25年6月 当社取締役 介護本部 副本部長就任 平成25年11月 当社取締役 介護本部 第五事業部 事業部長就任 平成26年10月 当社取締役 介護本部 リスク管理担当就任（現任） 現在に至る
阿部夏樹	平成26年6月 当社取締役 開発本部 不動産事業部 事業部長就任 平成26年8月 当社取締役 不動産事業部 事業部長就任（現任） 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
アイビーホール青学会館 地下2階 サフラン
TEL 03-3409-8181

交 通 (地下鉄)

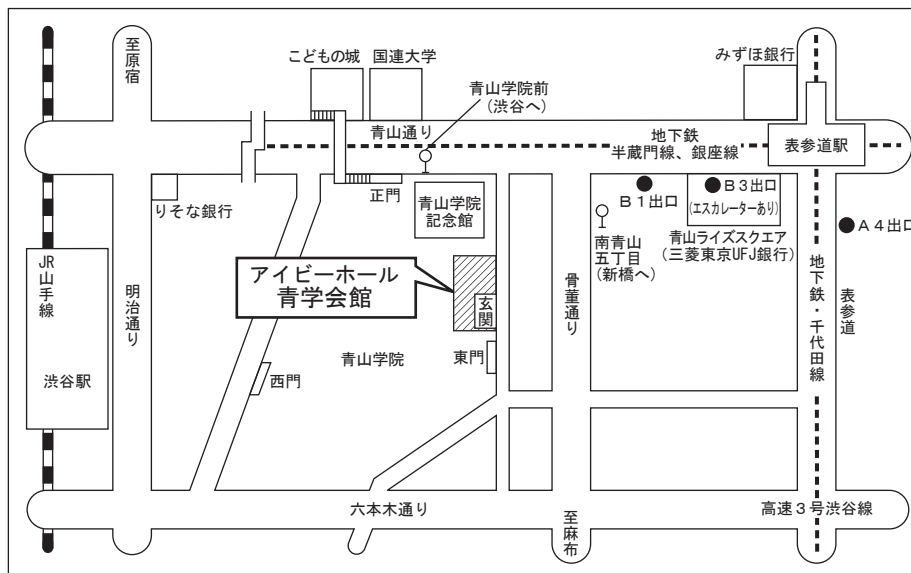
●銀座線・半蔵門線・千代田線 — 表参道駅下車 (B3またはB1出口より徒歩約5分)

(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋88系統) 南青山五丁目下車 (徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋88系統) 青山学院前下車 (徒歩約3分)

(概略図)



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。